

総説

1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,776.45km²（平成14（2002）年10月1日現在）となっています。

三重県の総人口は、平成14（2002）年10月1日現在、1,862,539人（男903,712人、女958,827人）となっています。

図1-1 人口・世帯数の推移

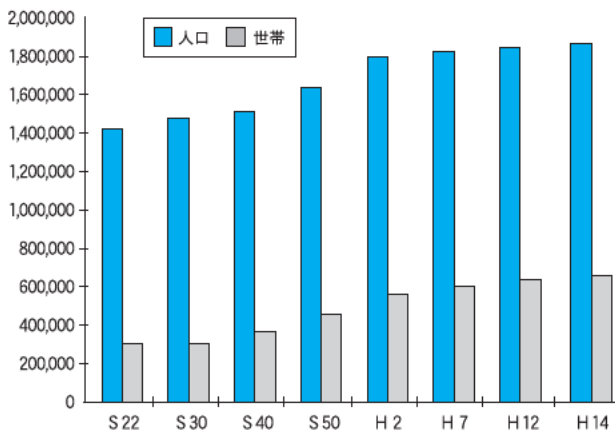
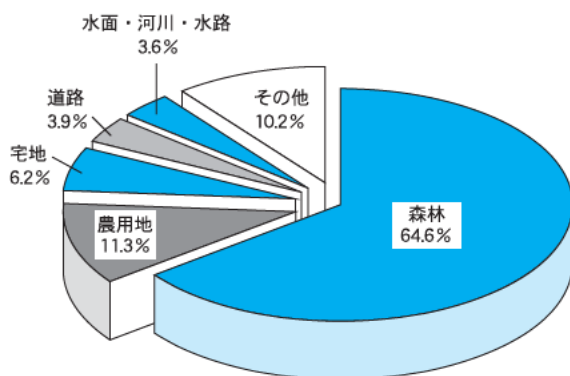


図1-2 土地利用状況



注) 計は四捨五入の関係で合わない

また、県土の利用状況は、森林が総面積の64.6%を占め、以下農用地11.3%、宅地6.2%（平成13（2001）年）となっています。

2 環境問題の動向

昭和30年代の半ばからの高度成長期には、伸びゆく工業、高度経済成長という国家目標と裏腹に、大気汚染や水質汚濁が深刻化し、全国各地に公害都市が誕生しました。

その頃三重県においても、四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、硫酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。

このような産業活動を原因とする公害問題は、国や自治体の規制の効果や企業等の努力により収束傾向にありますが、近年、廃棄物の問題やダイオキシン類などの化学物質による環境汚染問題をはじめ、自動車排気ガスによる大気汚染や生活排水等による水質汚濁など、都市生活型公害が広がりを見せています。

また、大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加による地球温暖化の問題など地球規模で対応が必要な環境問題があります。一方、開発に伴う里山や水辺など身近な自然やそこに生息する生き物の減少、後継者不足等による農用地や山林の荒廃も深刻になっています。このような中、自然に親しむことや環境配慮商品の購入など、県民のより質の高い環境への関心とニーズは高まりをみせています。

平成12（2000）年の国会は「環境国会」と呼ばれ、循環型社会形成推進基本法など6本の法律が成立し、平成15（2003）年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、循環型社会の形成に向けた制度的取組の整備がなされています。

また、平成14（2002）年には、新・生物多様性国家戦略の策定、自然公園法や鳥獣保護法の改正、自然再生法の制定などが相次いでなされ、自然環境分野での取組も大きく進みました。

さらに、地球温暖化防止に向けて、平成14（2002）年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱が策定されるとともに、同年6月には我が国も京都議定書を締結するなど、地球規模の環境問題への取組も着実に進められています。

本県では、平成13（2001）年3月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保